

下関市子ども・子育て審議会条例について

1 条例制定の背景

昨年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始される予定となりました。

この新制度において、有識者、子育ての当事者である保護者、幼稚園・保育所をはじめとした子ども・子育て支援に関する各種事業に従事する者等が、下関市の子育て支援の政策プロセスへ参画・関与することを確保する仕組みとして、子ども・子育て支援法第77条に基づき「下関市子ども・子育て審議会」を設置します。

2 審議会の概要

(1) 審議会の担当事務（第2条関係）

- ① 施設型給付費の対象となる幼稚園、保育所及び認定こども園の利用定員について意見を述べること。
- ② 地域型保育給付費の対象となる家庭的保育、小規模保育等の利用定員について意見を述べること。
- ③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や子ども・子育て支援制度の円滑な実施に関して、5年を1期として策定する市町村子ども・子育て支援事業計画について意見を述べること。
- ④ その他子ども・子育て支援に関する施策について調査審議すること。

(2) 審議会の委員（第3条関係）

- ア 子どもの保護者
- イ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（市の職員を含む）
- ウ 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- エ その他市長が必要と認める者

(3) 委員の人数（第3条関係） 20人以内

(4) 委員の任期（第4条関係） 2年

○下関市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月1日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第77条第1項の規定に基づき、下関市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、法第77条第1項第1号から第3号までの規定により意見を述べるほか、同項第4号の規定により子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外のもの
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

4 委員が、第2項第1号又は第3号の要件を欠くに至った場合において、市長が必要と認めるときは、解嘱しないことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計

- 画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手續（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下の号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手續（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手續（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手續（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成二十五年四月一日